

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（4月末 暫定値）204件（去年同期比－8件）

1 主な犯罪	○空き巣	3件(±0件)
	○自転車盗	56件(+12件)
	○車上ねらい	4件(+2件)
	○部品ねらい	11件(-2件)
	○オートバイ盗	13件(+6件)

特殊詐欺 4件（4月末 暫定値） 被害総額 9,600,000円
（内訳）

オレオレ詐欺	4件	被害金額	9,600,000円
預貯金詐欺	0件	被害金額	0円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和5年4月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町		西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大橋岡	
永田みなみ台		大橋岡	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南		通町	
永田北		唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		三葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	2
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	4



もしもし、俺だけど
仕事の大事な書類を
無くしてしまった。
急遽、お金が必要に
なった。



南警察署からのお知らせ

南警察署では特殊詐欺の被害に遭わない対策として様々な取り組みをしていますが、このたび5月1日から、NTT東日本が、

- ①ナンバーディスプレイ及びナンバーリクエストの高齢者無償化受付
- ②特殊詐欺対策サービスの無償化
- ③電話番号の変更に関する工事費無償化

の取り組みを開始しました。詳しくは、特殊詐欺対策ダイヤル

0120-722-455（9:00～17:00まで）

にお電話をお願いします。

※申し込みには条件がありますのでご注意ください。

担当：南防犯協会事務局

（南警察署内：生活安全課）

電話045-742-0110



南区交通事故統計《5月》

自転車は
ヘルメットを
かぶろう

令和5年4月末現在 概数

発生件数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	7013	6626	387
横浜市内	2512	2404	108
南区内	120	118	2

死者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	35	32	3
横浜市内	10	9	1
南区内	0	0	0

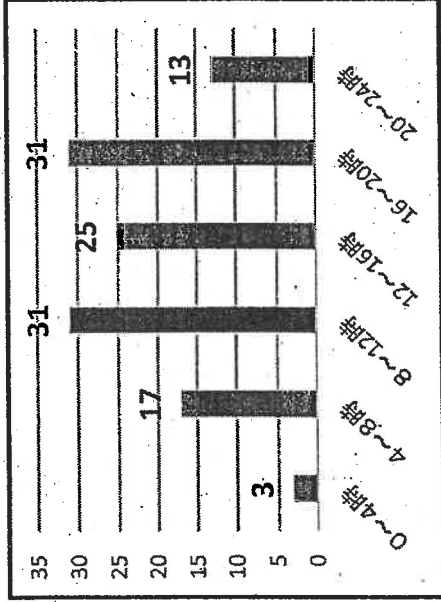
負傷者数

	令和5年	令和4年	増減数
神奈川県内	8260	7584	676
横浜市内	2919	2684	235
南区内	129	131	-2

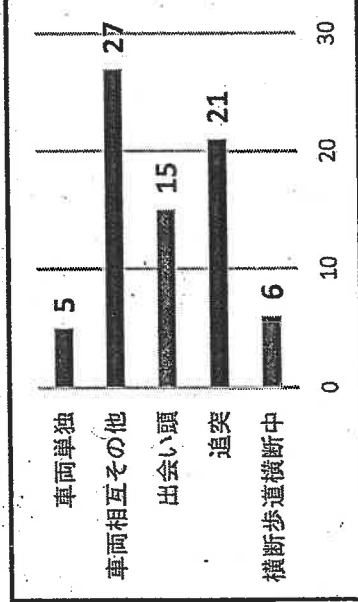
関係事故

	令和5年	構成率	増減数
高齢者	40	33.3%	-8
子供	4	3.3%	-3
二輪車	42	35.0%	3
自転車	23	19.2%	-12

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ

自転車マナーアップ強化「ヘルメット」をかぶりましょう！
 令和5年度は5月11日から10日間「春の全国交通安全運動」、5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」となります。また、5月は「自転車マナーアップ強化期間」です。4月1日より、すべての人を対象として自転車のヘルメットが努力義務となりました…大切な頭、大切な「命」をまもるため、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう！

町名別発生状況

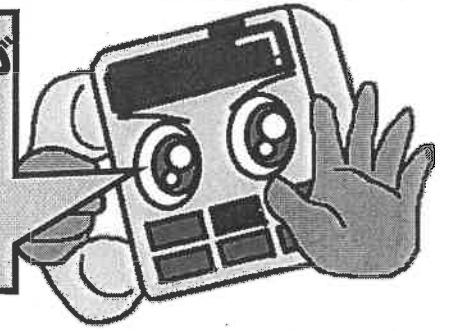
町名	令和5年	令和4年	増減数	町名	令和5年	令和4年	増減数
万世町	0	0	0	平楽	1	1	0
三春台	1	0	+1	庚台	0	0	0
中島町	1	3	-2	弘明寺	0	0	0
中村町	6	2	+4	弘明寺町	4	1	+3
中里	7	6	+1	新川町	2	1	+1
中里町	0	0	0	日枝町	0	0	0
一葉町	1	0	+1	東時田町	2	1	+1
井土ヶ谷上町	1	3	-2	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	3	2	+1	永楽町	2	1	+1
井土ヶ谷中町	0	3	-3	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	2	8	-6
八幡町	0	0	0	永田南	2	1	+1
六ツ川	13	19	-6	永田台	1	0	+1
英進町	1	1	0	永田山王台	1	0	+1
別所	7	11	-4	永田東	3	2	+1
別所中里台	0	1	-1	浦舟町	5	2	+3
前里町	4	4	0	清水が丘	0	3	-3
南吉田町	5	0	+5	白妙町	0	0	0
南太田	7	4	+3	白金町	1	5	-4
吉野町	4	3	+1	真金町	1	2	-1
唐沢	0	0	0	睦町	5	3	+2
堀之内町	1	2	-1	花之木町	0	1	-1
大岡	3	5	-2	岩宮町	1	0	+1
大橋町	0	1	-1	藤田町	1	0	+1
宮元町	8	6	+2	西中町	3	0	+3
宿町	2	1	+1	通町	2	4	-2
山王町	1	0	+1	高根町	3	3	0
山谷	0	0	0	高砂町	2	1	+1

～安全は心と時間のゆとりから～

特殊詐欺の被害に遭わないために

特殊詐欺の犯人からの電話のほとんどが
自宅の固定電話にかかってくる。

犯人からの電話を受けないための固定
電話対策が被害防止の第一歩です!!



ご存じですか？

特殊詐欺被害を防止するためのNTT東日本の取組

① ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエスト の高齢者無償化受付 適用開始日：2023/5/1

70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの月額利用料および工事費を無料とします。(申込制)

② 特殊詐欺対策サービスの無償化 申込受付期間：2023/5/1～2023/10/31

特殊詐欺対策サービスの月額利用料および工事費を、申込受付期間・申込数を限定して一定期間無料とします。

無償化適用期間(2023/5/1～2025/3/31) 無償化適用人数(5,000名を対象)

③ 電話番号の変更に関する工事費の無償化

特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客様からの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。

※NTT東日本・NTT西日本の2023年3月22日News Releaseより抜粋

これらの取組に関する詳細情報やお問い合わせは

NTT東日本 特殊詐欺対策ダイヤル 0120-722-455

〈営業時間：午前9時～午後5時(年末年始12/29～1/3を除きます)〉

に、電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いします。

私たちはダマされません!

特殊詐欺撲滅

N T T 東 日 本 × 神 奈 川 県 警 察
神 奈 川 事 業 部

令和5年火災・救急概況

南消防署
1月1日～4月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和5年	令和4年	増△減	
火災件数	17	12	5	
火災種別	建物	11	9	2
	林野	0	0	0
	車両	1	0	1
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	5	3	2
焼損床面積 (m ²)	181	36	145	
死者(人)	1	0	1	
負傷者(人)	3	1	2	
主な火災原因	放火(疑い含む)	5	4	1
	たばこ	3	2	1
	配線器具	2	1	1
	ストーブ	1	0	1
	こんろ	1	1	0
救急出場件数	4,724	4,814	△ 90	
救急種別	急病	3,421	3,460	△ 39
	一般負傷	868	842	26
	交通事故	132	163	△ 31
	その他	303	349	△ 46

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和5年	令和4年	増△減	
火災件数(件)	275	250	25	
焼損床面積 (m ²)	2,776	2,394	382	
死者数(人)	6 (0)	8 (1)	△ 2	
負傷者数(人)	35	46	△ 11	
救急出場件数(件)	76,021	75,761	260	
救急種別	急病	53,341	53,213	128
	一般負傷	14,154	13,877	277
	交通事故	2,739	2,742	△ 3
	その他	5,787	5,929	△ 142

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
行政区別件数	鶴見	26	19	7	5,747	5,545	202
	神奈川	23	20	3	4,703	4,633	70
	西	12	16	△ 4	3,114	3,027	87
	中	26	25	1	5,541	5,368	173
	南	17	12	5	4,724	4,814	△ 90
	港南	9	18	△ 9	4,540	4,551	△ 11
	保土ヶ谷	10	11	△ 1	4,109	4,285	△ 176
	旭	18	20	△ 2	5,054	5,071	△ 17
	磯子	6	6	0	3,474	3,473	1
	金沢	13	11	2	4,108	4,111	△ 3
	港北	28	23	5	6,078	5,918	160
	緑	9	6	3	3,411	3,383	28
	青葉	12	11	1	4,483	4,642	△ 159
	都筑	13	7	6	3,269	3,221	48
	戸塚	24	22	2	5,567	5,439	128
	栄	6	10	△ 4	2,414	2,419	△ 5
	泉	8	9	△ 1	3,066	3,235	△ 169
瀬谷	15	4	11	2,599	2,612	△ 13	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	0	
寿東部連合町内会	3	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	1	3分団
お三の宮地区連合町内会	2	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	4分団
北永田地区連合町内会	1	
永田みなみ台連合自治会	0	5分団
本大岡地区町内会連合会	4	
大岡地区連合町内会	1	
別所地区連合町内会	0	6分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	0	1~6分団
連合未加入自治会、その他	1	
合計	17	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数(件)
第1分団	0
第2分団	4
第3分団	3
第4分団	2
第5分団	5
第6分団	2
合計	16

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南 消 防 署 長

高齢者に対する防災訪問の実施について

昨年、横浜市の火災件数は 638 件で、火災による死者（放火自殺を除く。）は 11 人となっています。さらに 11 人全員が高齢者となっています。住宅火災の犠牲者が依然として高齢者であり、引き続き高齢者に対する予防対策に取り組む必要があります。

今後も加速する社会の高齢化に向けて、火災等の被害から高齢者を守る住宅防火診断及び自然災害への対応を含めた安全対策の推進を目的に、防災訪問を実施します。

1 事業概要

消防職員が、民生委員等に同行し、直接高齢者世帯に出向き、住宅防火アドバイス等を行います。また、高齢者世帯の総合的な安全確保の視点から、南区役所総務課と連携し、地震・風水害等の自然災害に関する防災・減災アドバイスも併せて実施します。

2 訪問先

高齢者世帯で訪問希望のある世帯（訪問許可のある世帯）

3 訪問内容

- (1) 冊子等を使用した出火防止啓発
- (2) チェックシートによる住宅防火診断及び結果に基づくアドバイス
- (3) 火災予防に関する相談
- (4) ケガの予防対策について
- (5) 住宅用火災警報器の確認（希望があれば点検を実施）
- (6) 自然災害に関する対策状況の確認（必要に応じて、対策や補助事業を案内）

4 申込方法

(1) 民生委員を通じた申込み

民生委員が訪問する際に消防職員が同行するほか、民生委員を通じて事前に訪問希望を確認し、御希望の高齢者宅へ訪問します。

なお、本事業は5月の南区民生員児童委員協議会定例会で協力依頼済みです。

(2) 消防署又は消防出張所への申込み

防災訪問の希望者が、消防署又は消防出張所に申し込みます。

【申込先】

南消防署：253-0119 大岡消防出張所：715-0119
六ツ川消防出張所：742-0119 蒔田消防出張所：712-0119

5 モデル地区について

区内全域から防災訪問をお受けしますが、今後の事業展開を見据えた試行事業として、4つのモデル地区を設定します。消防署及び各消防出張所の管轄において、1つずつ地区連合自治会町内会を選定させていただきます。

事業の推進方法等は、個別に調整させていただきます。

《モデル地区》

管轄	対象の連合自治会町内会
南消防署本署	太田地区連合町内会
大岡消防出張所	別所地区連合町内会
六ツ川消防出張所	六ツ川大池地区連合自治会
蒔田消防出張所	井土ヶ谷地区連合町内会

6 その他

- (1) 本事業の推進に際し、感染防止対策を徹底して実施します。
- (2) 御不明点等がございましたら、担当まで御連絡ください。

担当：南消防署総務・予防課
 予防係 宮地、松山、増田
電話：045-253-0119

区連会 5 月定例会資料
令和 5 年 5 月 19 日
南 消 防 署

自治会町内会長 各位
地区連合自治会町内会長 各位

南 消 防 署 長

令和 5 年度家庭防災員研修受講者及び連絡員の推薦について（御依頼）

立夏の候 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、地域の防火・防災活動の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、家庭防災員研修は「自助から始まり、地域における防災活動の担い手としても活躍できる家庭防災員の養成」を目指した研修制度として、毎年多くの方々に受講していただいております。

つきましては、何かと御多用とは存じますが、令和 5 年度も引き続き家庭防災員研修受講者等を、御推薦いただきますよう御依頼申し上げます。

なお、今年度から家庭防災員研修受講者及び連絡員の推薦については、任意とさせていただきます。

1 研修受講者について

自治会町内会ごとに、任意で推薦をお願いいたします。また、既に研修を受講されている方でも受講できます。

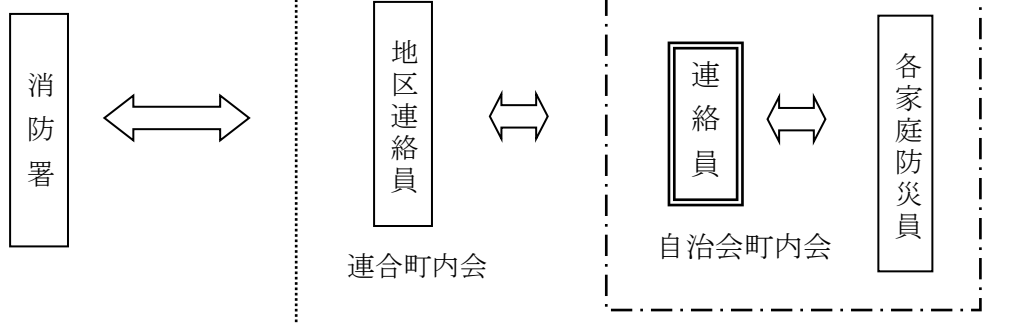
2 連絡員等について

(1) 貴自治会町内会の中から、連絡員（*）の方を任意で推薦してください。

（*）連絡員は、消防署と家庭防災員との連絡調整をしていただきます。

(2) 連絡員に推薦された方の中から、自治会町内会の必要に応じて、連合町内会の地区連絡員を任意に選出していただきます。

【参考図】



裏面あり

3 推薦期限

令和5年7月10日(月)

4 推薦書(別紙)の記入方法

(1) 研修受講者

推薦される方の氏名(ふりがな)・住所・電話番号を御記入ください。

なお、推薦する方がいない場合は、空欄で御返信をお願いいたします。

(2) 連絡員

推薦される方の氏名・住所・電話番号及び研修受講の有無を御記入ください。

5 研修の申込方法

研修を受講希望の方は、次の方法でお申し込みください。

(1) 「令和5年度 家庭防災員研修のご案内」裏面の二次元バーコードを読みとり、電子申請システムからお申し込みください。

(2) 南消防署ホームページ内の「家庭防災員について」より申込書をダウンロードし、郵送、FAX又は、メールにてお申し込みください。

(3) 南消防署及び各消防出張所で申込書を受領し、郵送、FAX又は、メールでお申し込みください。

6 家庭防災員自主活動補助金について

令和4年度までは、各地区連合町内会の家庭防災員地区連絡員の方の申請により、自主活動補助金を交付していましたが、令和5年度からは、家庭防災員をはじめとした地域住民を広く対象とした事業に使用することになりました。

なお、今後は自主活動補助金の交付はございませんが、家庭防災員の自主活動として、防災訓練や救急教室を実施する際には、消防職員の派遣や、貸出物品の使用などは今後も実施していきます。

7 その他

(1) 研修を受講していただくと修了証が交付されます。

(2) 自治会町内会長を経由せずに、個人で研修をお申し込みいただく場合があります。

(3) その他、ご不明な点は、事務担当までお問い合わせください。

【事務担当】

南消防署総務・予防課予防係

宮地・女部田・市川

TEL・FAX 045-253-0119

令和5年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

2 研修内容

区分	内容
① 防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
② 救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
③ 地震研修	地震の知識や対応方法など
④ 風水害研修	風水害の知識や対応方法など
⑤ 災害図上訓練(DIG)	地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練
⑥ スキルアップ研修	スタンドパイプ式消火器具取扱訓練、災害救護訓練など

3 研修日程（各回定員 30名 先着順）

区分	日時	会場
⑤ 災害図上 訓練 (DIG)	9月6日(水) 13時30分～15時30分	南区総合庁舎1階多目的ホール (南区浦舟町2-33)
	9月9日(土) 9時30分～11時30分	
	9月12日(火) 9時30分～11時30分	六ツ川一丁目コミュニティハウス
	9月13日(水) 9時30分～11時30分	大岡地区センター
①③④ 防火・地震 風水害研修	10月6日(金) 13時00分～15時30分	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡4-7) ※水災害体験あり
	10月8日(日) 13時00分～15時30分	
	10月13日(金) 9時30分～12時00分	
⑥スキル アップ 研修	12月8日(金) 9時00分～11時00分	南区総合庁舎1階多目的ホール (南区浦舟町2-33)
	12月8日(金) 13時30分～15時30分	
	12月9日(土) 9時00分～11時00分	
②救急救 室(普通救 命講習)	令和6年2月13日(火) 9時～11時30分	
	令和6年2月13日(火) 13時～16時30分	
	令和6年2月14日(水) 9時～11時30分	

※ 1区分から受講することは可能ですが、各区分について、それぞれ1回受講していただくことをお薦めします。

※ 区分ごとの各回の研修内容は、同一となります。

裏面あり

4 受講対象者

受講対象者は、満 15 歳以上の南区民で、次のいずれかの方々

- ・自治会町内会から推薦を受けた方
- ・個人により研修を希望される方

5 申し込み方法

二次元バーコードからの電子申請または、「令和5年度家庭防災員研修受講申込書」に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メール、開催日の1か月前までに、以下の宛先にお申し込みください。

なお、自治会町内会から推薦いただける場合も、研修受講者の方がお申し込みをお願いします。

- 「令和5年度家庭防災員研修 受講申込書」(別紙)

【宛先】南消防署 総務・予防課予防係 家庭防災員担当 宛
○郵送：〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33
○FAX：045-253-0119
○電子メール：sy-minamiyobo@city.yokohama.jp



横浜市電子申請システム

6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。また、救急研修は、普通救命講習修了証を併せて交付します。

7 その他

- (1) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- (2) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。不明な時は消防署へ御連絡ください。

【問合せ先】

南消防署総務・予防課予防係 宮地、女部田、市川
電話・FAX 045 (253) 0119
Email：sy-minamiyobou@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

南消防署長

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講者及び連絡員推薦書

令和5年度の家庭防災員として次の方を推薦いたします。※推薦は、任意です。

【家庭防災員研修受講者】

ふりがな 氏 名	住 所	電 話
	南区	
	南区	
	南区	

【家庭防災員連絡員】

ふりがな 連絡員 氏 名	住所	電話
	南区	

※ 研修を受講する方は、「令和5年度 家庭防災員研修の御案内」の日程を参照し、裏面の「5 申し込み方法」から個人でお申し込みください。

◎ 依頼事項

- 推薦された研修受講者の情報は、連絡員に提供させていただきますので、予め御了承ください。
- 該当者がいない場合は、「該当なし」と御記入ください。
- 過去に研修を受講されている方でも、受講可能です。
- 令和5年7月10日（月）までに、同封の返信用封筒で御返送ください。

連絡先 南消防署総務・予防課予防係
電 話 045(253)0119

自治会町内会長 各位

南区総務課長

緊急時情報システムを活用した災害情報の提供先の更新について(依頼)

日頃から地域防災活動にご尽力いただきましてありがとうございます。

近年、大型台風など事前の備えが必要となる事案が多数発生していることを踏まえ、南区役所では、平成 30 年 2 月より電話を活用し自動音声流す「緊急時情報システム」を使用し、自治会町内会の皆さまに災害情報等を提供させていただいております。

多くの自治会町内会の会長、副会長、防災担当者の方等にご登録いただいておりますが、今年度の出水期前に改めて、新規の登録及び更新をお願いさせていただきます。

1 緊急時情報システムとは

災害に関する情報など緊急に区民の皆さまにお知らせしたい情報を、電話の自動音声によりお伝えするシステムです。発信する情報は大型台風接近など事前の備えが必要となる気象情報、その他区役所が緊急と判断した情報となります。

2 回答方法・期限

登録者を別紙 1 の「緊急時情報システム登録用紙」に記載の上、令和 5 年 6 月 16 日(金)までに南区役所総務課防災担当までご返信いただけますようお願いいたします。

3 登録対象

自治会町内会ごとに、会長、副会長、防災担当者様など最大 4 名までとさせていただきます。登録内容に変更がない場合は、登録用紙の提出は不要です。なお、登録内容が不明な場合は、下記防災担当までお問い合わせください。

<発信イメージ>

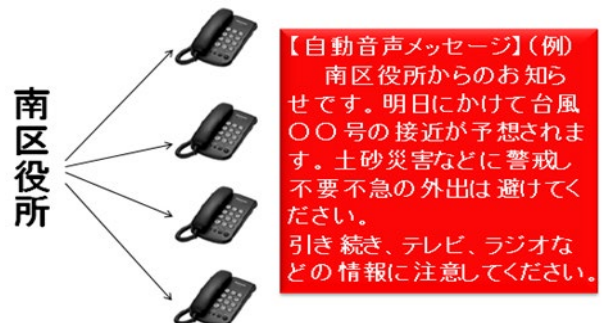
4 受伝達訓練について

下記日程にて、受伝達訓練を実施いたします。

令和 5 年 6 月 22 日(木) 15 時～

発信元は **050-3187-6700** となります。南区役所の番号ではありませんのでご注意ください。

なお、6 月 16 日以降にご返信いただいた場合も、システムへの登録はいたしますが、受伝達訓練日までに反映が間に合わない可能性がございます、ご了承ください。



5 その他

災害時に必要となる情報は、テレビやラジオで放送される災害に関する全般的な情報を確認するほか、別紙 2 に示すようなツールを使って、いち早く情報を入手しましょう。

お問い合わせ先
南区役所総務課 防災担当 Tel : 341-1225

↑ FAX送信 ↑
FAX番号 045(241)1151
南区役所 総務課 防災担当あて

「令和5年度緊急時情報システム登録用紙」

南区役所総務課 防災担当 行

Tel 341-1225 FAX 241-1151

緊急時情報システムに新規登録及び更新を希望される方は下記にご記入の上、郵送か FAX にて南区役所総務課防災担当宛に令和5年6月16日(金)までにご返信ください。

※6月16日以降にご返信いただいた場合も登録いたしますが、受伝達訓練日までに反映が間に合わない可能性がございますので、ご了承ください。

1 現在の登録状況(☑をお願いいたします)

- 未登録で新規登録を希望
- 既に登録済みで更新を希望
- 現在の状況はわからないが登録希望

2 緊急時情報システム登録希望者

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご役職 ご氏名 お電話番号

ご記入者 _____

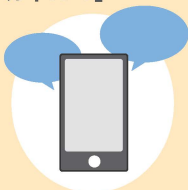
自治会町内会名 _____

※いただいた個人情報は緊急時情報システム運用のみに使用するものとし、第三者に提供することはありません

安否確認と情報収集

■NTTが提供する 災害用伝言ダイヤル「171」

被災者が安否メッセージを登録し、それ以外の人々がそれを聞く「声の伝言板」です。



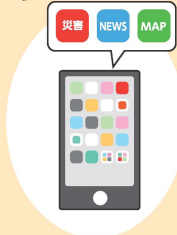
■災害用伝言板

携帯電話会社が提供し、携帯電話やスマートフォンから安否情報の登録や確認をすることができます。



■スマートフォンアプリ

ネットラジオアプリ、防災速報や地震情報アプリなど、スマートフォンには災害時に役立つアプリが数多くあります。



■公衆電話

災害時、通常の電話はつながりにくくなりますが、公衆電話は比較的つながりやすいと言われています。



▶横浜市および南区の防災情報ツール

Twitter

横浜市総務局危機管理室
公式アカウント
(@yokohama_saigai)



南区災害情報
ツイッター

(@y_minami_saigai)



メール

■横浜市防災情報Eメール(要事前登録)

パソコンや携帯電話から事前に登録いただいた方に、地震、津波、気象警報・注意報、河川水位、緊急なお知らせなどを送信します。

■登録方法

下記二次元コードやメールアドレスへ空メールを送信してください。登録案内メールが届きます。

▶横浜市防災情報Eメール
entry-yokohama@
bousai-mail.jp



二次元コード

■緊急速報メール(登録は必要ありません)

横浜市内のエリアにある携帯電話(NTTドコモ、au、ソフトバンクなど)に対し、横浜市の災害情報や避難情報などを配信します。

※対応機種などについては、ご利用の通信事業者へお問い合わせください

横浜市避難ナビ

「いま」から「いざ」に備えましょう!

いざ災害が起きた場合、適切な行動をとれるように
平時「いま」から災害時「いざ」まで一体的にサポートするアプリです。



ワンタッチで 操作は簡単!

プッシュ
通知



目で見て体験!
実際の災害に備えて

浸水状況を疑似体験



ハザードマップが
一目で分かる!

マップの種類を
簡単に切り替え



写真はイメージです。



マイ・タイムラインを
作成して備えよう!

「災害時には避難情報を
マイ・タイムラインと連動して
プッシュ通知」



避難所を検索

避難所へのルート案内
災害時には
避難場所の開設状況を
リアルタイムで確認



ダウンロード無料

横浜市危機管理室 地域防災課

TEL : 045-671-3456

Email : so-chiikibousai@city.yokohama.jp

🔍 横浜市避難ナビ 検索



令和5年度 二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱

目的

多発する二輪車の交通事故を防止するため、二輪運転者の交通安全意識を高める運動を市民総ぐるみで展開するとともに、暴走族（四輪を含む）追放気運を醸成して暴走族への加入防止と離脱の促進を図ります。

期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の1か月間

スローガン

運転に ゆとり やさしさ 思いやり
暴走は しない させない ゆるさない！

重点

- 1 二輪車の交通事故防止
- 2 暴走族の追放



◆◆◆令和4年中二輪車関係事故発生状況（区別）◆◆◆

	件数（件）		死者（人）	負傷者（人）		件数（件）		死者（人）	負傷者（人）
		構成率					構成率		
鶴見区	206	30.8%	2	177	金沢区	163	32.2%	1	147
神奈川区	114	31.4%	1	95	港北区	152	29.7%	0	138
西区	73	28.6%	2	63	緑区	104	28.0%	2	89
中区	105	27.3%	0	98	青葉区	150	27.6%	0	133
南区	129	39.3%	0	102	都筑区	118	26.9%	1	107
港南区	153	32.1%	0	146	戸塚区	189	36.8%	2	174
保土ヶ谷区	194	42.7%	0	177	栄区	63	32.6%	0	59
旭区	193	36.6%	1	183	泉区	87	32.0%	0	78
磯子区	107	34.4%	0	93	瀬谷区	117	31.3%	0	109

横浜市内全体	件数		死者		負傷者	
		全事故に占める割合		全事故に占める割合		全事故に占める割合
	2,417件	32.3%	12人	31.6%	2,168人	25.6%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、暴走族追放条例・基本方針及びこの運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 幅広い年齢層を対象に交通安全のための各種イベントを開催して、暴走族追放及び二輪車事故防止気運を盛り上げます。
- 2 地域ぐるみで暴走族追放のための気運が醸成されるよう各種施策を推進します。

警察

- 1 重大事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 二輪車指定路線に白バイを集中投入し、街頭活動を強化します。
- 3 二輪車を通勤や業務で使用する事業所等に対する二輪車安全運転講習を積極的に推進します。
- 4 二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットなどの着用を促進するための広報啓発を推進します。
- 5 暴走族の取締りを強化するとともに、暴走族相談員による加入防止・離脱促進や少年相談員等による立直り支援など関係機関・団体と連携し、暴走族追放のための施策を強力に推進します。
- 6 交通情報板等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 暴走族・二輪車の無謀運転追放のキャンペーンなどを実施し、地域住民に対する交通安全意識と暴走族追放気運の醸成を図ります。
- 2 地域における暴走族への加入防止や追放の取組を推進します。
- 3 家庭における交通安全の話し合いを奨励するとともに「交通安全ひとこえ運動」を推進します。
- 4 二輪車安全運転講習などの交通安全教育の場への積極的な参加を呼びかけます。

教育関係

- 1 神奈川県学校交通安全教育推進協議会が推進する「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として思いやりと責任ある行動がとれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。
- 2 暴走族の反社会性や暴走の危険、迷惑性などについて指導するとともに、「暴走族に入らない」、「見に行かない」など具体的な指導を行います。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 二輪車事故を防止するための交通安全施設などの整備を図ります。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
- 2 通勤・通学時の安全運転など、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。
- 3 暴走族について、なぜいけないのかなどを地域で話し合いましょう。
- 4 地域における様々な取組を通じて暴走族追放の気運を高め、暴走族を許さない環境づくりをしましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323



横浜にぎわい座七月興行 「横浜にぎわい寄席」

南区制 80 周年記念 南区民優待デー

「横浜にぎわい寄席」は、落語を主として、間に色物（漫才、マジック、太神楽など）をはさんだ寄席形式の公演です。多彩な出演者が日替わりで出演し、さまざまな芸種をお楽しみいただけます。はじめて落語や演芸に触れる方にもおすすめです。

今回、区制 80 周年を記念して、**南区在住及び在勤・在学の方を対象に「横浜にぎわい寄席」の「当日券」を特別価格で販売**します。お得なこの機会にぜひご来場ください。



対象公演

横浜にぎわい座七月興行「横浜にぎわい寄席」



日時

2023 年 7 月 1 日(土)～7 月 7 日(金)
各日開演 14:00(開場 13:30) 終演 16:00(予定)



会場

横浜にぎわい座 芸能ホール



優待価格

- 一般・シニア:2,000 円(通常:一般 2,900 円、シニア(65 歳以上)2,800 円)
- 学生(高校生以上):1,000 円(通常:1,600 円)
- こども(中学生以下):700 円 (通常:1,100 円)
- 障がい者手帳をお持ちの方(同伴1名まで同料金):1,000 円(通常:1,600 円)



チケット販売方法

当日券を 2 階窓口にて販売します。

住所又は勤務先等の確認できる身分証明書等をご提示ください。

※他の割引との併用はできません。

※満席の場合は入場をお断りします。予めご了承ください。

横浜にぎわい座にようこそ!

横浜にぎわい座は、落語や漫才などの大衆芸能をお楽しみいただく専門施設として 2002 年に、横浜・野毛の地に誕生しました。以来、多くのお客様にお越しいただいており、その期待に応えるべく寄席や演芸会など、バラエティーに富んだ公演を行っております。個性豊かな飲食店が立ち並ぶ野毛や、夜景も美しい「みなとみらい 21 地区」など、話題のスポットも近く、交通アクセスも便利です。

南区の皆様もぜひご来場ください。心よりお待ちしております。

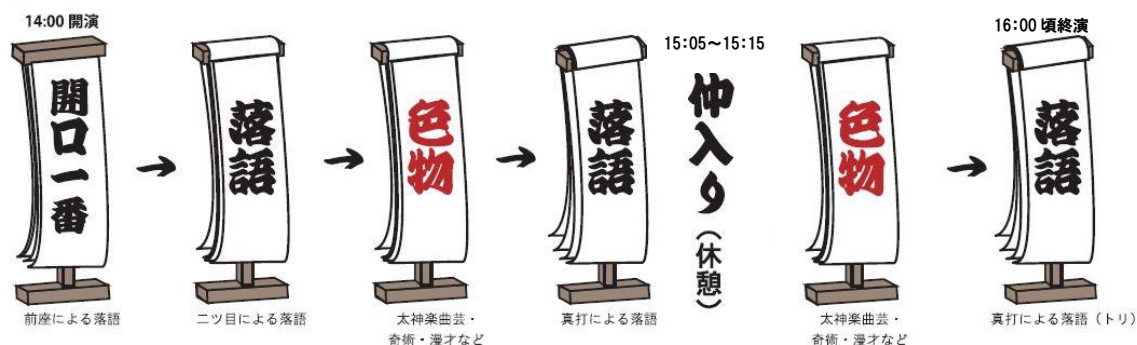
「横浜にぎわい寄席」のご案内



「横浜にぎわい寄席」とは・・・

- ◆ 落語を主として、間に太神楽曲芸、奇術、漫才などの色物をはさんだ公演で、日本が誇る伝統的な演芸をたっぷりお楽しみいただける公演です。
- ◆ 毎月1日から7日の約2時間の公演で、平日・土日とご都合に合わせてご来場いただけます。出し物や演者の幅が広いので「生の落語ははじめて」という方や団体鑑賞にも最適です。また、一人ひとりの演者の持ち時間が長いのも魅力です。トリは毎回30分、じっくりたっぷり演じます。落語通の方にもご満足いただける内容です。
- ◆ 出演者は公演の約1か月前から、横浜にぎわい座のホームページでお知らせします。

「横浜にぎわい寄席」のながれ



お問い合わせ・アクセス

横浜にぎわい座

TEL:045-231-2515(10:00~20:00)

〒231-0064 横浜市中区野毛町3丁目110番1号

休館日:5月17日(水)・18日(木)、6月21日(水)・22日(木)、7月19日(水)・20日(木)

ホームページ:<https://nigiwaiza.yafjp.org>

【アクセス】

- JR線・市営地下鉄線「桜木町」駅下車、徒歩3分(野毛ちかみち南1番出口)
- 京浜急行線「日ノ出町」駅下車、徒歩7分
- みなとみらい線「馬車道」駅下車、徒歩12分(1b出口)

※観覧者用の駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。



令和5年度 南区運営方針

I 基本目標

地域の皆さまとともにつくる



「あたたかい 南区」



南区制 80 周年記念 ロゴマーク

区民の皆さまの安全・安心を守るとともに、子育て世代を支援し、地域でともに活動する仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、誰もが“つながり”や“あたたかさ”を感じられ、ずっと住み続けたいと思える南区をめざします。

令和5年は区制 80 周年という記念すべき年となります。コロナ禍により、行事やイベントの中止が長く続いた中で、地域のつながりや賑わいの回復につなげていくため、自治会町内会をはじめ地域の様々な機関と連携しながら、多面的に記念事業を推進していきます。

II 目標達成に向けた施策

賑わいにあふれ、あたたかさを感じられるまちづくり

下町情緒を感じさせる商店街、歴史ある寺社や文化財、区民に親しまれるまつりなどの資源を生かして、区内外に向けた魅力の発信に力を入れるとともに、賑わいと地域経済の活性化に資する取組を進めます。また、区制 80 周年を多くの地域の皆さまとお祝いできるよう、様々な記念事業に取り組みます。

誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり

南区を子育てしやすいまちにしていくため、子育て支援の相談体制の充実や子どもの居場所づくりを一層強化するとともに、青少年の健全育成に取り組みます。また、区民の健康の維持・増進や高齢者の介護予防、障害者支援など様々な取組を進め、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指します。

安全で安心して暮らせるまちづくり

区民一人ひとりの自助力や地域の防災力を高めるため、出前講座の開催、防災マップや冊子の作成などの啓発事業を実施するとともに、災害時要援護者の把握や平常時からの見守り体制づくり等を地域の皆さまと進めます。また、引き続き交通安全や防犯対策などに地域と協働で取り組むほか、市民利用施設のLED化など脱炭素につながる事業を推進していきます。

地域の皆さまとともに歩む区づくり

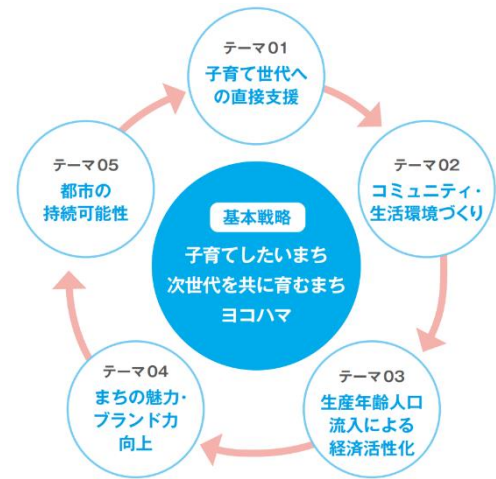
各種広報媒体を通じて区の様々な情報を発信するほか、地域の活力アップや、地域活動に携わる人材の発掘・育成等に取り組みます。また、外国籍住民等との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。

III 目標達成に向けた組織運営

- 全ての仕事の土台となる区民・地域と区役所との信頼関係を築きながら、区役所のチーム力を生かして目標達成に向けて取り組みます。
- 職員自らが学ぶ姿勢を持ち、能力向上に努め、これを組織として支援することで、正確かつ効率的に業務を進めます。また、「市民目線」と「スピード感」を重視し、日常的に自由に意見が言える、新しいことに積極的にチャレンジできる組織風土を作ります。
- 自治会町内会や各種団体、事業者、学校や各施設等と連携し、地域の皆さまとともに事業を進めることで、「共感と信頼」、「横のつながり」を育み、暮らしやすく住み続けたいと感じられるまちをつくります。

Ⅳ 基本戦略の実現に向けた取組

「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、子育て世代を支援し、地域でともに活動する仲間を増やしていきながら、高齢者を支えていく等の好循環を創り出すことで、南区に住んでよかった、住み続けたいと思っただけになるよう、区役所一丸となって取り組みます。



◆誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり (テーマ 01 子育て世代への直接支援) (テーマ 02 コミュニティ・生活環境づくり)

- ・ 地域ぐるみの見守りと子育て支援の充実
養育者の相談支援の充実と地域ぐるみの見守りと子育て支援による孤立の防止
保育・教育コンシェルジュによるオンライン相談の実施
- ・ 子ども・青少年の健やかな育ちを守る取組の推進
ボランティア体験等を通じた区内学校の児童・生徒と地域住民の交流活動の支援
- ・ 健康でいきいきとした暮らしに向けた支援
ライフステージに合わせた生活習慣病の予防や健康診断の受診勧奨等による心身の健康づくりの支援
- ・ 高齢者や障害者が自分らしく暮らせる地域づくり
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築等の取組を推進

◆地域の皆さまとともに歩む区づくり (テーマ 02 コミュニティ・生活環境づくり)

- ・ 人とつながり支えあう地域づくりの推進
新たに地域課題等に取り組む団体の活動支援や区民の地域デビューのきっかけづくり等による市民主体の地域運営の推進
多言語の情報提供や生活相談による外国籍等住民と地域社会がともに暮らしやすいまちづくりの推進
- ・ スポーツや文化芸術による市民生活の充実
区民が主体的に行う文化活動支援や誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの場の提供

◆賑わいにあふれ、あたたかさを感じられるまちづくり (テーマ 03 生産年齢人口流入による経済活性化) (テーマ 04 まちの魅力・ブランド力向上)

- ・ 区制 80 周年を契機とした南区の魅力発信
記念事業を通じた区民相互の交流・地域のふれあいや賑わいの創出
区の花「さくら」を中心とした動画等による南区の魅力の発信
- ・ 地域のふれあいや賑わいの創出による商店街の活性化
商店街朝市、商店街フェスタ等のイベントを通じた商店街の活性化

◆安全で安心して暮らせるまちづくり (テーマ 05 都市の持続可能性)

- ・ 区民の皆さまとともに取り組む脱炭素化
小学生向けの講演会の開催や身近な緑の維持・保全による脱炭素行動の普及啓発
区民・事業者・区役所の協働による食品ロス削減等のごみ発生の抑制と減量化
- ・ 災害から命を守るための地域防災力の向上 減災の取組
自治会・町内会や若年層等を対象にした防災出前塾による自助・共助の重要性の啓発
防災マップ等を活用した災害リスクや減災対策の必要性の周知

賑わいにあふれ、あったかさを感じられるまちづくり

区制 80 周年記念の取組

自治会町内会、地域団体、企業など区民の皆さまと区役所が一体となって、区制 80 周年を祝う取組を進めていきます。



みなみ桜まつり 絵どうろう

魅力発信・賑わいづくり

区の花「さくら」を中心とした南区の魅力を発信します。また、区制 80 周年の機運を盛り上げるため、記念動画制作等、様々な事業を進めます。



商店街フェスタ

みなみ桜まつりの開催

まつりの開催を通じて、区民相互の交流・地域のふれあいや賑わいを促進し、南区への愛着が湧く地域づくり及び区づくりを推進します。

みなみ商店街活性化

地域のふれあいや賑わいを創出する魅力ある商店街づくりを支援することで、地域及び商店街の活性化を図ります。



みなっちスポーツフェスタ

区民文化・スポーツ支援

区民が主体的に行う文化活動を支援するとともに、区内の読書活動の推進を図ります。また、「する・観る・支える」をテーマとした生涯スポーツを始めるきっかけとなる事業に取り組みます。

誰もが住み続けたい、子育てしやすいまちづくり

すこやか子育て支援

養育者の子育て力の増進と相談体制の充実を図り、地域ぐるみで子育てを応援し養育者支援を強化します。また、地域での見守りと子育て支援によって、児童虐待の未然防止や障害児の地域からの孤立を防止します。



土曜両親教室

保育施設交流・入所サポート

地域と保育・教育施設同士の交流を通じて、園児の健全な育成を図ります。また、保育サービスに関するオンライン相談を実施します。



赤ちゃん学級

健やか元気応援

若い時期からの生活習慣病の予防、日常的な運動習慣、健康診断の受診勧奨等を通じ、心身の健康づくりを応援します。

地域包括ケア推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護予防・健康づくり」「生活支援の充実」「在宅医療・介護連携」「介護・権利擁護」「認知症対策」の5つの分野において取組を進めます。

「第 4 期地域福祉保健計画」の推進

誰もが「健康で安心して笑顔で暮らせるまち」を目指し、地域や関係団体と行政、関係機関等が連携し、地域の課題解決や見守り、支えあいの地域づくり等に取り組みます。



公園での介護予防活動

青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、区内学校の児童・生徒と地域住民の交流活動を支援します。

安全で安心して暮らせるまちづくり

減災の取組

災害時、自らの身を守るための「自助」意識向上、地域で共に助け合う「共助」、災害対応力の向上のための「公助」に取り組みます。



地域防災拠点 拠点訓練

脱炭素行動の普及啓発

脱炭素社会の実現に向け、区民利用施設等でLED照明への改修を行います。また、講演会の開催や、身近な緑の維持・保全の取組など、区民の関心を高める普及啓発に取り組みます。

交通安全・防犯等の取組

「安全で安心して暮らせる街づくり」のために、交通安全対策や防犯活動支援等を行うとともに、地域での意識を高める啓発を実施します。



小中学校等への花苗等の配布

ヨコハマ3R夢プランと街の美化の推進

横浜市一般廃棄物処理計画（ヨコハマ3R夢プラン）の削減目標に向け、区民・事業者・区役所が目標を共有し、協働のもと、ごみの発生抑制と減量化を進め、きれいな街づくりを推進します。



南区つながり清掃ウォーク

食とくらしの衛生支援

区民が快適で安全な生活を送るため、食品衛生に関する啓発、支援を行います。また、ペットの飼育マナー向上と災害時におけるペット対策の働きかけ、衛生害虫やハチに関する知識や防除についての啓発、支援を行います。

地域の皆さまと共に歩む区づくり

ICT等を活用した庁舎環境の整備

区ホームページからの窓口混雑状況の配信など、区役所利用者の利便性向上を図るほか、来庁者に配慮した庁舎環境を整備します。



窓口混在状況のリアルタイム配信

多文化共生の推進

区内に暮らす外国籍等の住民と地域社会がともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、区役所やみなみ市民活動・多文化共生ラウンジにて情報提供や生活相談等を行います。



外国人への生活ガイダンスの様子

地域の力応援

地域人材の発掘・育成や地域活動の好事例の発信、また、地域の実情に応じた取組の支援を行うことで、市民主体の地域運営を進めます。

自治会町内会の支援

地域住民組織である自治会町内会との連絡調整等を円滑に進めるため、自治会町内会への依頼業務の負担軽減対策としての配送業務の委託や、自治会町内会長感謝会等を実施します。

丁寧な広聴・効果的な広報等の実施

迅速かつ丁寧な広聴を行うとともに、マスコットキャラクター「みなっち」やSNSを活用するなど、様々な媒体を通して、幅広い年代に対して区政情報等を効果的に発信します。また、南区に関する各種統計資料をまとめた統計概要を発行します。



南区地域活動発表会

参考 各職場の取組目標

くらし・まち、窓口案内等

総務課 「仕事の基本」を大切にし、組織としてのマネジメントをしっかりと進め、適正な業務執行につながるよう各職場をサポートすることで、区民の皆さまから親しまれる区役所づくりを進めます。

区政推進課 区の魅力発信と、地域課題の解決に資する賑わいあるまちづくりに取り組みます。また、区民の皆さまの声に耳を傾けながら、一人ひとりの豊かな暮らしに役立つ情報を発信します。

地域振興課 自治会町内会や各種団体との「共感と信頼」「横のつながり」を育み、地域に寄り添った支援等や様々な担い手との協働等を進めてまいります。また、様々な団体と連携し、区制 80 周年を盛り上げます。

福祉、保健・医療・衛生、子育て等

福祉保健課 民生委員・児童委員や地域ケアプラザ等を支援することにより、地域の課題解決や見守り、支えあいの地域づくり等に取り組みます。また、健康づくりや感染症対策等に取り組みます。

生活衛生課 食品取扱施設、医薬品等取扱施設、旅館や理美容所等、生活衛生関連施設の衛生管理について啓発・支援を行います。また、ペットの適正飼育啓発を通して、災害時の備えを推進します。

高齢・障害支援課 高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域や関係機関と連携して地域包括ケアシステムの構築等様々な取組を進める他、要介護認定等の事務を適切に行います。

子ども家庭支援課 妊娠期から切れ目なく必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。また、関係機関と連携し、子育てを地域全体で支えます。

市立保育園(しろばら、永田、井土ヶ谷) 子どもたちが心豊かに成長できるよう一人ひとりを尊重した保育を提供します。他の保育・教育施設と連携を深め、南区の保育の質の向上を図ります。

生活支援課 生活にお困りの方のご相談に丁寧に対応します。また、必要な時に、速やかに区役所に相談できるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の普及に努めます。

戸籍、税金、年金・保険等

戸籍課 個人情報取扱いに細心の注意を払い、事故が発生することがないようにチェックを徹底し、住民の権利関係に大きな影響のある戸籍簿・住民基本台帳等を適正に管理します。

税務課 健全な財政運営を支えるとともに区民の皆さまに信頼されるよう、市税の賦課から徴収まで一貫して公平・公正に業務を行います。また、電話・窓口では丁寧な説明を心がけます。

区会計室 区における入出金の管理等を遅滞なく行い、支出関連書類の審査を通して適正な経理事務を行える人材の育成に努めて、区民の皆さまの信頼に応える適切な会計・経理事務を実現します。

保険年金課 正確・迅速な業務を行い、サービス向上に努めます。国民健康保険特定健診の受診率向上に向け受診勧奨を行います。保険制度の安定運営のため、保険料収納率の向上に努めます。

道路・下水道・公園

南土木事務所 道路・下水道・公園の維持管理や整備を進めるとともに公園・道路の美化活動を協働で行います。また、風水害対策に関係機関と連携して取り組みます。

SDGs ～「誰一人取り残さない」社会を目指して～

「SDGs (エス ディー ジー ズ)」は、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で「誰一人取り残さない」を基本理念とする、国連サミットで採択された国際目標です。南区においても、施策や事業の推進において、SDGs の基本理念を意識して取り組んでまいります。



市計画・区計画・地区別計画の関係

- 市計画の「基本理念」、「目指す姿」などは、全市に共通する目標、方向性であり、区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」や「目指す姿」などを踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。
- 市計画は、区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。

市計画	区計画	
	区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
<ul style="list-style-type: none"> ● 全市域を対象とした計画 ● 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画

↑今回、ご意見を募集するのは「市計画」です。

お問合せ先
 横浜市健康福祉局福祉保健課 計画担当
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3428 FAX:045-664-3622
 電子メール:kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

きりとり線

郵便はがき

料金受取人払郵便


横浜港局 承認 9130

差出有効期間 令和5年7月31日まで

231-8790

005

<受取人>
横浜市中区本町6-50-10



※このはがきは使用できません。

氏名 _____

住所(区名まで) _____ 区 _____

年代

1 20歳未満	2 20~39歳
3 40~64歳	4 65~74歳
5 75歳以上	

ご意見の募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

<提出方法>

①電子申請システム
右の二次元コードからアクセスしてください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13aaba5f-b962-429a-9b78-7be624c6e360/start>

②電子メール
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

③FAX 045-664-3622

④はがき 左のはがきを切り取り、ご使用ください。(切手不要 6月27日消印有効)

<注意事項>

- 電子メール、FAXにてご提出いただく場合も、「氏名」「住所(区名まで)」「年代」「素案へのご意見」を明記したうえでお送りください。
- いただいたご意見は計画策定の参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する本市の考え方等については、個人情報を除き、後日、ホームページ等で公表させていただきます。
- 個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ご意見に付記いただいた氏名等の個人情報につきましては個人情報保護法に従って適正に管理します。

第5期 横浜市地域福祉保健計画(素案)

パブリックコメント

皆様のご意見を募集します

横浜市地域福祉保健計画は、市民の皆様と関係機関・支援機関等がともに考え、取り組む計画です。令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間として、第5期の横浜市地域福祉保健計画を策定します。



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
ちくちゃん

募集期間 令和5年5月26日(金)から6月27日(火)まで

- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしていて、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- そうした中で、地域における「つながり」が徐々に希薄化するなど、様々な要因により、困りごとを抱える人が、誰にも相談できずに孤立してしまうこともあります。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、取組を進めていく必要があります。

よりよい地域をつくるためにどのような取組が必要か
皆様のご意見をお聞かせください！

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

<p style="color: red; font-weight: bold;">目指す姿1</p> <p style="font-size: 1.2em;"><認めあい></p> <p>お互いに尊重し、 安心して自分らしく 暮らせる地域</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">目指す姿2</p> <p style="font-size: 1.2em;"><つながり></p> <p>気かけあい、 支えあい、健やかに 暮らせる地域</p>	<p style="color: red; font-weight: bold;">目指す姿3</p> <p style="font-size: 1.2em;"><ともに></p> <p>助けが必要な人も、 手を差し伸べる人も、 ひとりで抱え込まない地域</p>
--	--	---

※地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づき、市町村による策定が努力義務とされています。横浜市では、平成16年度に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」として、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。

基本理念

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

目指す姿1 < 認めあい >

目指す姿2 < つながり >

目指す姿3 < ともに >

1 身近な地域で
支えあう
仕組みづくり

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

・身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気づきを広げる
・日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
・安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民・関係機関・団体の連携

・困りごとを抱えた人を住民、支援機関・関係機関が連携して支援する
・一人ひとり、各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
・支援する人が一人で抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
・いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」など複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

・障害や病気があっても地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
・権利擁護支援を推進する機関、団体等による地域連携ネットワークの拡充

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

・複合的な課題に対応するための福祉、教育、就労、住宅等の様々な分野の多機関連携
・社会的孤立状態の予防、解消
・支援者の孤立予防
・「支える側」「支えられる側」に捉われず、誰もが地域の一員としての居場所や役割をもてる地域づくり

2 地域における
福祉保健活動を推進するための
基盤づくり

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

・自治会町内会、地区社協、地区民生委員児童委員協議会等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
・地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
・新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

・社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
・地域と学校の連携・協働の推進
・多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

・地域特性をふまえた区役所、区社協、地域ケアプラザによる地域支援の推進
・包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

3 多様性を尊重した幅広い
市民参加の
促進

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

・障害のある人や外国人、性的少数者等、立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
・日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

・身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
・乳幼児から現役世代、高齢者など多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
・生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
・子どものころから地域とつながるきっかけづくり
・時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

・様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
・一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
・地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

推進のための取組

「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」
閲覧方法

内容の詳細は、横浜市健康福祉局福祉保健課ホームページからご覧いただけます。音声読み上げ用のテキスト版もこちらに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifuku-keikaku-5/shikeikaku-5-pu.html>



第5期横浜市地域福祉保健計画素案

検索

次の場所で、「第5期横浜市地域福祉保健計画（素案）」を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター（市庁舎3階）
- 健康福祉局福祉保健課（市庁舎15階）
- 市社協（横浜市健康福祉総合センター7階）
- 各区社協
- 各地域ケアプラザ

閲覧に際して配慮が必要な点がある場合は、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご意見欄

期間：令和5年6月27日（火）まで

「第5期 横浜市地域福祉保健計画（素案）」
について自由にご意見をお寄せください。

※このはがきは使用できません。

第73回社会を明るくする運動 南区推進大会

考えよう！

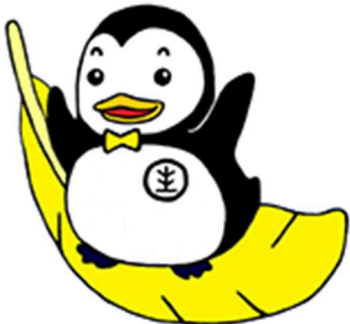
地域のチカラ

◇日時：令和5年7月2日（日）
午後1時30分より

◇会場：南公会堂 みなみん



◇内容：1部 式典「社会を明るくする運動」
標語優秀作品表彰 中学校の部／小学校の部



2部 更生保護の集い (順不同)

- ・六つ川小学校
- ・六つ川台小学校
- ・六つ川西小学校
- ・六ツ川中学校

主催：杜明運動南区推進委員会／南保護司会／南区更生保護女性会

後援：横浜保護観察所／南区役所／南区連合町内会長連絡協議会／南警察署
南区小・中学校長会／南区社会福祉協議会／南区民生委員児童委員協議会
薬物乱用防止指導員協議会

令和5年5月19日

自治会町内会長 各位

南区スポーツ協会
会長 平戸 善久

令和5年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月26日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、『みなっちスポーツフェスタ』『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。

つきましては、令和5年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。

1 納入方法

令和5年4月の区連会に於きまして承認を頂き、本年度より連合町内会単位での納入をして頂くことになりました。連合町内会への納入方法は各連合町内会の事情にお任せいたします。

2 目安額

「各自治会町内会の加入世帯数×30円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和5年度地域会費目安額」を御参照ください。

(封入物)

- 1 令和5年度地域会費目安額
- 2 令和4年度南区スポーツ協会決算書

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和5年5月19日

自治会町内会長 各位

南区スポーツ協会
会長 平戸 善久

令和5年度南区スポーツ協会地域会費納入のお願い

新緑の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から南区スポーツ協会の活動に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、南区スポーツ協会では、5月26日（金）に総会を開催し、今年度の事業計画等について審議いたします。地域貢献事業では、『みなっちスポーツフェスタ』『みなっちランニングフェスタ』を計画しております。

つきましては、令和5年度事業を円滑に行うために、例年同様、地域会費を御納入くださいますようお願い申し上げます。また、誠に恐縮ですが、7月31日（月）までに御納入くださいますようお願いいたします。

1 納入方法

郵便振替での納入となります。

同封した『郵便局払込取扱票』に必要事項を御記入のうえ、お近くの郵便局へお持ちください。令和4年度より手数料110円がかかるようになりました。

大変申し訳ありませんが、別紙記入例のように納入金額より110円を差し引いた金額を記入いただき、110円を手数料に充てて頂きたいと思っております。

なお、郵便局の窓口で交付される『振替払込請求書兼受領証』が領収証となります。

2 目安額

「各自治会町内会の加入世帯数×30円」が目安額です。自治会町内会毎の目安額は、「令和5年度地域会費目安額」を御参照ください。

（封入物）

- 1 令和5年度地域会費目安額
- 2 郵便局払込取扱票（記入例）
- 3 令和4年度南区スポーツ協会決算書

【連絡先】 南区スポーツ協会事務局（南スポーツセンター内）
事務局長 中村 晶
TEL 716-5752 FAX 716-5753
携帯 090-8051-0077

令和 5 年住宅・土地統計調査の実施について

日頃から、各種統計調査に、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を調査期日として、統計法に基づき、総務省所管の基幹統計調査である**住宅・土地統計調査**を実施します。

つきましては、本調査の趣旨を御理解いただき、円滑に調査が実施できるよう周知等について特段の御配慮と御協力をお願いします。

調査の概要について

(1) 調査の目的

我が国の住宅及び土地とこれらを取り巻く環境に関する国民生活の実態を総合的に明らかにすることにより、国及び地方公共団体の住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査で、昭和23年以来5年ごとに実施しており、今年はその16回目に当たります。

本調査は、多様化している居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、耐震性・省エネルギー性などの住宅性能水準の達成度や少子・高齢社会を支える居住環境の整備等の実態などを明らかにすることを目的としています。

(2) 調査期日

令和 5 年10月1日

(3) 調査の対象

令和 2 年国勢調査調査区のうち約 5 分の 1 の調査区を対象とし、1 調査単位区（50 住戸前後）から 17 住戸を**無作為抽出**して調査します。（南区 312 調査区、約 5,350 住戸、調査員数：約 100 人）

※南区全世帯（約 106,000 世帯）のうち、約 20 分の 1 の世帯が調査対象となります。

(4) 調査項目

ア 現在住んでいる住居に関する事項

- 居室の数 ○敷地面積 ○バリアフリー設備の有無
○建物の構造 ○建物の階数 ○増改築及び改修工事に関する事項 など

イ 世帯に関する事項

- 世帯の構成 ○通勤時間 ○現住居に入居した時期
○年間収入 ○前住居 ○家賃又は間代 など

ウ 現住居以外の住宅に関する事項

○所有の有無 ○住宅の用途 ○空き家の所有状況 など

エ 現住居以外の土地に関する事項

○所有の有無 ○土地の利用状況 など

(5) 横浜市における調査結果の活用例

ア 横浜市住生活マスタープランの策定の基礎資料

イ 耐震や防災を中心とした都市計画制定の基礎資料 など

(6) 調査の日程

次の日程で調査員が対象調査区にお伺いいたしますので、御協力をお願いします。

- ・ 9月上旬から中旬 対象調査区内の巡回（調査地域の確認）
- ・ 9月23日から30日 調査票の配布
- ・ 10月1日から9日 調査票の回収（調査員回収希望世帯のみ）

※オンラインもしくは郵送による回答（回答期限10月9日）が大部分を占めるため調査員による回収はごくわずかとなる見込みです。

- ・ 10月中旬頃 調査票未提出世帯への提出依頼

(7) 調査方法

調査員による調査票の配布を行います。世帯からの調査票の回答方法は、インターネットを利用したオンライン回答に加え、郵送による提出を原則とし、世帯の任意封入による調査員による回収も可能とします。

なお、調査員は調査員証を着用しています。

(8) 広報計画

統計調査に対する理解や協力意識を高め、調査を円滑に実施するため、広報よこはま9月号「はま情報」への掲載をはじめ、市庁舎デジタルサイネージへの動画の放映、横浜市公式HP、LINE、Twitterなどで積極的に広報を行います。

(9) 調査員の推薦等について

各自治会町内会に対して、調査員の推薦は依頼しません。

本調査の実施を御承知おきいただき、世帯等からご質問などがあった場合は、区役所総務課統計選挙係へ問合せいただきますようよろしくお願いいたします。

【問合せ】 南区総務課統計選挙係
電話 341-1227

事前予約不要

申請を迷っている方もぜひ、お越しください!!



マイナンバーカード申請相談会

南区内の地区センターにて

マイナンバーカード申請や受け取りの相談をお受けします!

相談会 3つのポイント



- ・混雑により、整理券等で受付人数を制限させていただく場合があります。
- ・その場でマイナンバーカードは発行できません。
- ・二次元コード付申請書をお持ちいただくとよりスムーズです。
- ・公共交通機関でお越しください。

ポイント

1

ご自身やご家族などのマイナンバーカード申請や、カード受取手続きについて、質問やご相談を承ります。

- ・高齢の親のカード申請はどうしたらいいの?
- ・代理で、カードの受取はできる?
- ・カード受取の際、用意する書類はどんなもの?



ポイント

2

活用方法・セキュリティに関する『ミニ講座』を開催します。

- ・マイナンバーカードって、なんだか不安・・・
- ・どんな場面で使えるの?

ポイント

3

無料で顔写真撮影します。



写真撮影にお困りの方も
お越しください!

会場一覧

※会場によって相談会開催日が異なります。

その場でマイナンバーカードは発行できません。申請書をポストに投函後、1か月半から2か月程度で区役所から受取のご案内（はがき）が届きます。はがきの案内に沿ってお受け取りください。受け取り場所は、マイナンバーカード特設センター、またはお住まいの区の区役所となります。

地区センター	実施日	相談会		講座				
		実施時間	場所	開始時刻			場所	
中村	6月11日(日)	月・金・土曜日 10:00~18:00	小会議室③	13:15~	13:45~	14:15~	小会議室②	
	6月12日(月)			小会議室②	13:15~	13:45~	14:15~	中会議室
南	6月23日(金)		小会議室	13:15~	14:00~		中会議室	
	6月24日(土)		趣味コーナー	13:15~	14:00~			
大岡	6月23日(金)		日曜日 10:00~16:00	小会議室	12:15~			小会議室
	6月24日(土)			小会議室 音楽室	10:15~			
永田	6月11日(日)	※大岡地区センターは 6/23は12:00~18:00 6/24は10:00~15:00		ロビー	11:15~	12:00~		大会議室
	6月26日(月)				13:15~	14:00~		

《相談会に関するお問い合わせはこちら》

横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル

TEL:0120-321-590 平日 8:30~20:00 土日祝 9:00~17:30

他区の地区センターのスケジュールについては、ホームページをご確認ください。

【主催】横浜市市民局窓ロサービス課
【受託者】東武トップツアーズ(株)横浜支店



南区環境講演会



「夏休みに親子で考える身近な環境問題」

事前申込制

開催日時：令和5年

8/6



▶14時～15時30分(受付13時30分から)

夏休みに親子で
身近なところから

環境問題に

取り組んで
みませんか？

夏は、エアコンなどの使用により電気の消費量が上がり、電気などのエネルギーを使いすぎると温暖化につながります。エネルギーを無駄遣いをしないことが、地球環境のために、とても大切です。

そこで、おうちの省エネ度がスマホで気軽にわかる「うちエコ診断」や、窓断熱の^{*}DIYなど親子で簡単に取り組める省エネ術を紹介します。

※DIYとは、英語の「Do It Yourself」の略語：何かを自分自身で作ったりすること

参加者にはLED電球をプレゼント!



講演内容

①「おうちの断熱やらかなきゃ損！手軽にできる断熱」

講師：石井 麻紀子 (いしい まきこ) さん

プロフィール

～暮らしにDIY～合同会社クラディ代表 / DIY彩女副代表 / DIYアドバイザー 2003年DIYを仕事にしたいと思立ち、OLから知識を得るためホームセンターへ転職し在職中にDIYアドバイザー資格を取得。小物から大がかりなリノベーションまで人と暮らしに寄り添ったプロデュースをするマルチなDIYer。職人として古いおうちの価値を上げるリフォームも手掛ける。現場の実践で培った広い知識や技術を活かして、数々のテレビ、雑誌、書籍などの出演や監修も行う。また企業研修やセミナー、商品開発コンサルティングなど幅広い業界で活躍中。



②スマホで参加できる「うちエコ診断」、3Rとプラスチック問題など

講師：生活協同組合パルシステム神奈川



パルシステムの公式キャラクター
こんせんくん



会場：みなみん (南公会堂)

〒232-0024 神奈川県横浜市南区浦舟町2丁目33番地 南区総合庁舎内

対象・定員：南区在住の小学生と保護者、300人(抽選)

※抽選結果は7月10日までにメールで連絡します

※保護者1人に対し、子どもは複数人可

※要約筆記、一時保育あり(共に、要事前予約)

参加費：無料

申込方法：申込フォームによる事前申込制

※申込期間は、令和5年6月1日(木)～6月30日(金)まで



用途地域等の見直し都市計画市素案の説明会開催について

1 用途地域等の見直しについて

「用途地域」とは、土地利用の目的に応じて 13 種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。

近年の社会情勢を踏まえ、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等の見直しを行います。

昨年度いただいた市素案（案）に対する市民のみなさまのご意見を踏まえ、市素案を作成しましたので、説明会を開催します。また市素案の縦覧、公聴会等を実施します。


2 都市計画市素案説明会

(1) 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。

・令和 5 年 6 月 30 日（金）から 7 月 28 日（金）

[横浜市市素案説明会](#)

検索 

(2) 会場開催

市内 16 会場で「配信している動画の視聴」、「個別相談」を実施します。

・令和 5 年 7 月 3 日（月）から 7 月 21 日（金）（予約不要）

※会場と日時等の詳細は別添リーフレットの中面をご覧ください。

3 縦覧（閲覧）

(1) 期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から 7 月 28 日（金）（土・日・祝日は除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

都市計画市素案を以下の場所で確認することができます。

ア 建築局都市計画課（市庁舎 25 階）

イ 各区役所の区政推進課（中区を除く）

ウ 建築局都市計画課のホームページ

4 公聴会

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。公述申出があった場合は公聴会を開催します。

5 添付リーフレットの配布場所（6 月初旬から配布予定）※市のホームページでも公開予定

(1) 見直し予定区域へ戸別配布（6 月初旬から 6 月 30 日で配布予定）

(2) 各区役所の広報相談係

(3) 建築局都市計画課の窓口（市庁舎 25 階）

(4) 市民情報センター（市庁舎 3 階）

(5) 駅や公共施設に設置されている PR ボックス

【担当】 建築局都市計画課 岳村、飯島、下田

【連絡先】 6 7 1 - 2 6 5 8

中区
南区

用途地域等の見直し ～都市計画市素案について～

より暮らしやすい横浜のまちを目指します!!

横浜市全域を対象に「用途地域等の見直し」について都市計画市素案を作成しましたので、その内容や今後の手続について説明会を開催するとともに公聴会を開催します。

スケジュール

Q 用途地域等とは？

用途地域とは、土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことです。建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。今回の見直しでは、用途地域の見直しに加え、指定容積率の見直し、特別用途地区の指定及び緑化地域の見直しを行う予定であるため、それらをまとめて「用途地域等」としています。

Q なぜ見直しを行うの？

昨今では、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、建物の老朽化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等によるライフスタイルの多様化など、社会情勢が大きく変化しています。これらの変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくために、用途地域等について見直しを行います。

Q 都市計画市素案とは？

これまで、「用途地域等の見直し都市計画市素案(案)」の説明会や縦覧(閲覧)及び意見書の受付を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

令和3年(2021年) 8月 「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、横浜市都市計画審議会より答申

令和3年(2021年) 12月～令和4年(2022年) 1月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方(案)」の策定及び市民意見募集の実施

令和4年(2022年) 3月 「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」の策定

令和4年(2022年) 10月～11月 ●都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施
●縦覧(閲覧)及び意見書の受付

令和5年(2023年) 6月30日～7月28日 都市計画市素案説明会

令和5年(2023年) 7月14日～7月28日 都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

令和5年(2023年) 9月6日 都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表
都市計画案の作成

都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

横浜市都市計画審議会

都市計画変更告示 ※令和6年度前半の告示を想定

都市計画市素案説明会

都市計画市素案の内容や今後の手続きについて、説明会を開催します。説明会は、「動画配信」と「会場開催」で行います。なお都市計画素案へのご意見については、公聴会の場で意見を述べるすることができます。(詳細は4ページ参照)

▶ 動画配信

横浜市ホームページで都市計画市素案の動画を配信します。ホームページをご覧になれない方につきましては、右に記載の会場までお越しください。

期間 令和5年6月30日(金) から 7月28日(金)

開催方法 横浜市ホームページ上での動画配信 (音声付説明動画)

横浜市市素案説明会 🔍 検索



質問書の受付

都市計画市素案に関する疑問点について、どなたでも質問書の提出ができます。下記をご参考ください。

期間 **第1次**
受付 令和5年6月30日(金) から7月6日(木) まで
回答 令和5年7月11日(火) 公表予定

第2次
受付 令和5年7月7日(金) から7月13日(木) まで
回答 令和5年7月20日(木) 公表予定

質問提出方法 ① 電子申請
 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。

※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。

※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。



② 郵送又は持参
 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「質問内容」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

[提出先] 〒231-0005
 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎25階
 ※様式は自由です。

▶ 会場開催

次のとおり市内16会場で開催しますので、在住の区にかかわらずご都合の良い会場までお越しください。予約は不要で、下記の時間帯であれば、いつでもお越しいただいても構いません。また、駐車場の用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。※会場では、「配信している動画の視聴」と「個別ブースによる相談」が行えます。

① 二俣川地域ケアプラザ(多目的ホール1・2)
 令和5年7月3日(月) 13時から16時

 旭区二俣川2丁目50-14
 コプレニ俣川 商業・業務棟6階
 最寄駅▶相鉄本線「二俣川」駅

② 瀬谷公会堂(会議室1・2)
 令和5年7月4日(火) 13時から16時

 瀬谷区二ツ橋町190
 最寄駅▶相鉄本線「三ツ境」駅

③ 金沢公会堂(多目的室)
 令和5年7月5日(水) 13時から16時

 金沢区泥亀2丁目9-1
 最寄駅▶京急本線「金沢文庫」駅・「金沢八景」駅

④ 緑公会堂(2・3・4号会議室)
 令和5年7月6日(木) 13時から16時

 緑区寺山町118
 最寄駅▶JR横浜線・市営地下鉄「中山」駅

⑤ 港南公会堂(会議室1)
 令和5年7月7日(金) 13時から16時

 港南区港南中央通10-1
 最寄駅▶市営地下鉄「港南中央」駅

⑥ 山内地区センター(集会ホールA・B・C)
 令和5年7月9日(日) 13時から16時

 青葉区あざみ野2丁目3-2
 最寄駅▶東急田園都市線・市営地下鉄「あざみ野」駅

⑦ 都筑公会堂(第一会議室)
 令和5年7月10日(月) 13時から16時

 都筑区茅ヶ崎中央32-1
 最寄駅▶市営地下鉄「センター南」駅

⑧ 栄区民文化センター(会議室A・B)
 令和5年7月11日(火) 13時から16時

 栄区小菅ヶ谷一丁目2-1
 最寄駅▶JR根岸線「本郷台」駅

⑨ 保土ヶ谷公会堂(2号会議室)
 令和5年7月12日(水) 13時から16時

 保土ヶ谷区星川一丁目2-1
 最寄駅▶相鉄本線「星川」駅

⑩ 戸塚区役所(多目的スペース[中])
 令和5年7月13日(木) 13時から16時

 戸塚区戸塚町16-17
 最寄駅▶JR横須賀線ほか・市営地下鉄「戸塚」駅

⑪ 港北公会堂(1号会議室)
 令和5年7月14日(金) 13時から16時

 港北区大豆戸町26-1
 最寄駅▶東急東横線「大豆戸」駅

⑫ 関内ホール(小ホール)
 令和5年7月15日(土) 13時から16時

 中区住吉町4丁目42-1
 最寄駅▶JR根岸線・市営地下鉄「関内」駅

⑬ 磯子公会堂(集会ホール1・2)
 令和5年7月18日(火) 13時から16時

 磯子区磯子三丁目5-1
 最寄駅▶JR根岸線「磯子」駅

⑭ 泉区民文化センター(ギャラリー)
 令和5年7月19日(水) 13時から16時

 泉区和泉中央南五丁目4-13
 最寄駅▶相鉄いずみ野線「いずみ中央」駅

⑮ 鶴見区民文化センター(リハーサル室)
 令和5年7月20日(木) 13時から16時

 鶴見区鶴見中央一丁目31-2
 最寄駅▶JR京浜東北線・鶴見線「鶴見」駅
 京急本線「京急鶴見」駅

⑯ 南公会堂(1号2号会議室)
 令和5年7月21日(金) 13時から16時

 南区浦舟町2丁目33
 最寄駅▶京急本線「黄金町」駅
 市営地下鉄「阪東橋」駅

都市計画市素案の縦覧（閲覧）、都市計画公聴会等

1 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧(閲覧)期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで(土・日・祝日は除く)
縦覧場所	建築局都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧ください。
閲覧場所	各区区政推進課(中区を除く)(受付時間 8時45分から17時まで) ※当該区の都市計画市素案の写しを閲覧できます。



2 公述申出の受付 縦覧(閲覧)期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間	令和5年7月14日(金)から令和5年7月28日(金)まで
申出方法	<p>①電子申請 横浜市ホームページから電子申請が出来ます。 ※受付最終日は17時15分までに申請手続きを完了させてください。 ※メンテナンス時間中(不定期)は、ご利用になれません。</p> <p>②郵送又は持参 「住所」「連絡先」「氏名」「案件名」「意見の要旨」をご記入の上、 期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。 [提出先] 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階 (窓口受付時間 8時45分から17時15分まで)(土・日・祝日は除く) ※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧(閲覧)場所で配布しているほか、 横浜市ホームページでダウンロードできます。 ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。</p>



3 都市計画公聴会及び公述選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。開催の有無は令和5年8月2日(水)以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

都市計画公聴会 日時 令和5年9月6日(水) 14時開始 会場 関内ホール(小ホール)
※公述申出が多数の場合は抽選会を開催します。

Q 都市計画公聴会とは?

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。都市計画公聴会での意見陳述を行うには、縦覧期間中にあらかじめ公述申出書の提出が必要です。提出は、横浜市ホームページから電子申請又は郵送、持参で受け付けます。傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見と意見に対する市の見解は後日横浜市ホームページで公表するとともに横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

●都市計画手続及び用途地域に関すること

横浜市建築局都市計画課

☎ 045-671-2658 FAX 045-550-4913

横浜市 用途地域等の見直し 🔍 検索



●緑化地域の拡大に関すること

横浜市環境創造局政策課 ☎ 045-671-4214 FAX 045-550-4093



自分の家がどのような用途地域に位置しているか確認できます!

iマップー (横浜市行政地図情報提供システム)



iマップー 🔍

用途地域等見直しの視点

本市では、市街化区域の約4割が第一種低層住居専用地域に指定されており、郊外部を中心に低層の住宅地が広がっています。近年の社会情勢を踏まえ、郊外部に広く指定されている第一種低層住居専用地域を中心に、用途地域等の見直しを行います。

Point

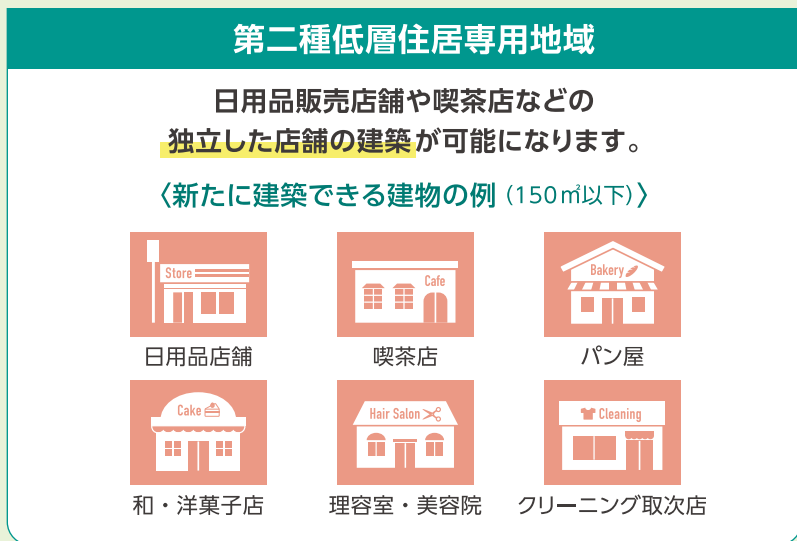
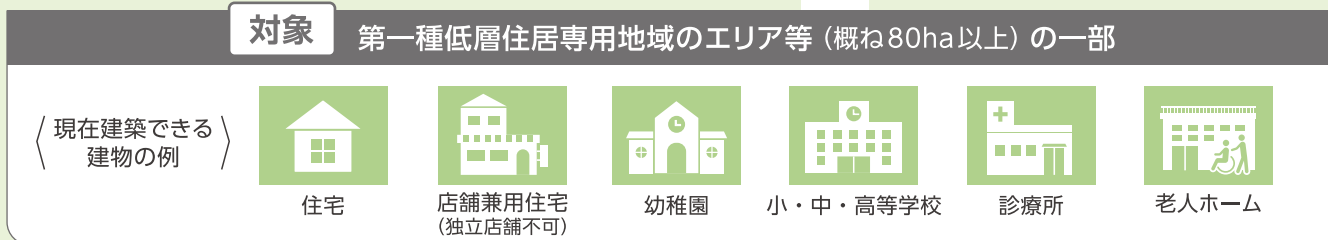
郊外住宅地の魅力向上の視点

目指すべき土地利用の姿

「住み、働き、楽しみ、交流する場所」を創出し、持続可能で価値の高い郊外住宅地の形成を図る。

見直し1 第二種低層住居専用地域への見直し

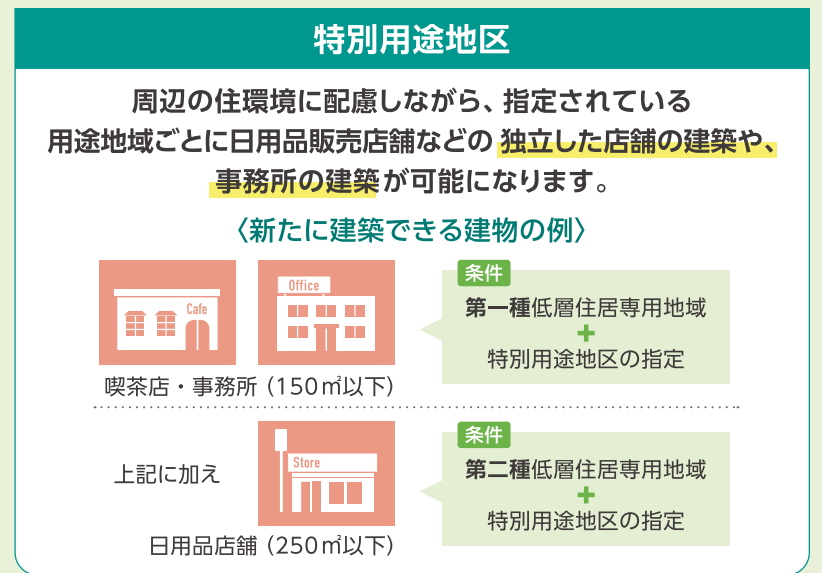
住宅地内の大きな道路沿いを第二種低層住居専用地域に見直します。



※2階以下に限ります。
 ※第一種低層住居専用地域で建築できる建築物も建築可能です。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。
 ※指定の範囲は、道路の境界から25mまでを目安とします。

見直し2 特別用途地区※1の指定

生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる地区などに特別用途地区を指定します。



※2階以下に限ります。
 ※周辺環境への配慮として設定する立地要件を満たす必要があります。
 ※建築物の高さや容積率、建蔽率などの形態制限は変更しません。

※1 特別用途地区
 特別の目的から、特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、用途地域を補完する都市計画制度。

Point

安全・安心なまちづくり、ゆとりある住空間の創出の視点

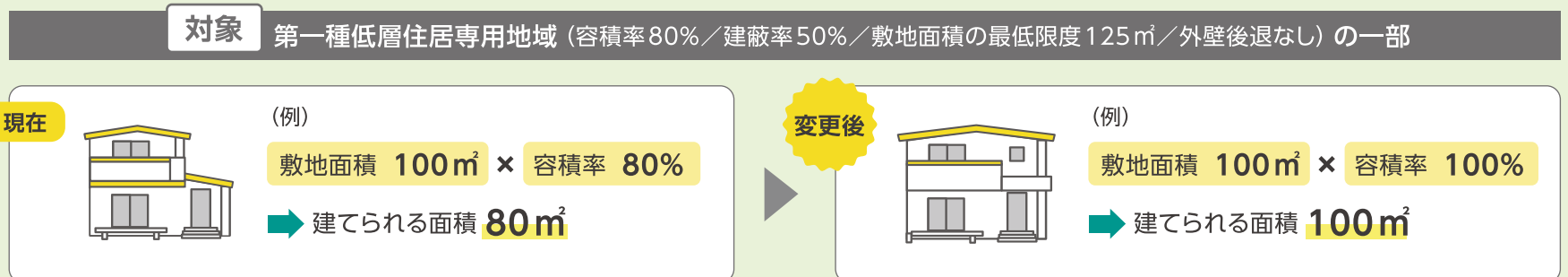
目指すべき土地利用の姿

居住者のニーズや生活スタイル等に応じた自由な住まい方や働き方も可能となる、ゆとりある住空間の創出を図る。

見直し3 指定容積率※2 80%から100%への緩和（+準防火地域※3の指定、敷地面積の最低限度の変更）

第一種低層住居専用地域で指定容積率80%の地区のうち、敷地が狭かつ老朽化した住宅が特に多い地区において、指定容積率を80%から100%に緩和します。あわせて、準防火地域を指定し、敷地面積の最低限度を125㎡から100㎡に変更します。

※2 指定容積率… 敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合として、都市計画で指定されたもの。
 ※3 準防火地域… 建築物の規模に応じて、準耐火建築物等の耐火性能の良い建築物にする必要がある地域。



建てられる床面積が増え、ゆとりある間取りが可能になります。準防火地域に指定されるため、防火の観点から安全性が向上します。

Point

その他の見直し

見直し4 工業系用途地域から住居系用途地域への見直し（+高度地区の変更、緑化地域の指定）

工業系用途地域の中で、全て住宅等に建て替わった地区を、周辺の土地利用への影響を踏まえて、住居系用途地域に見直します。

対象 準工業地域工業地域の一部

見直し5 軽易な変更等

- 第7回線引き※4全市見直し（平成30年3月告示）で市街化区域に編入した地区で、編入前の建築物の制限を鑑み、対応が必要である地区の用途地域を変更します。
- 市街化調整区域内で用途地域が指定されている地区について、用途地域の指定を解除します。

※4 線引き
 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため定めるもの（市街化区域と市街化調整区域の区分）。

見直し6 緑化地域の拡大

現在、住居系の用途地域全域に指定している緑化地域を、平成29年度に都市緑地法が改正されたことから、商業系用途地域（臨港地区を除く）にも指定拡大します。商業系用途地域の緑化率の最低限度は、これまでの「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく建築行為に伴う緑化協議と同様、5%とします（住居系用途地域は10%）。

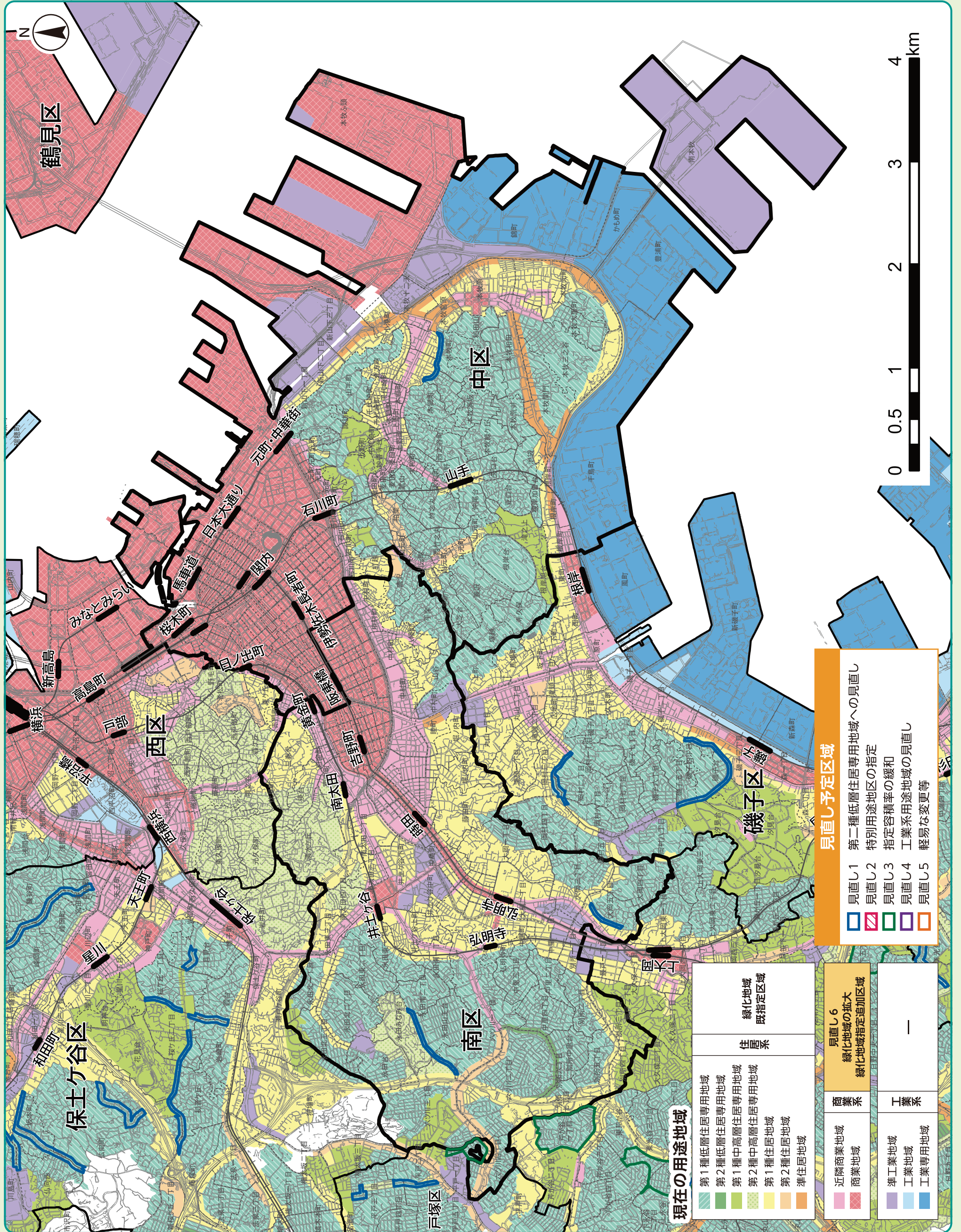
都市計画市素案

※本資料は一部簡略化(省略化)して示しています。都市計画市素案の正確な区域等については縦覧(閲覧)期間中に縦覧(閲覧)場所でご確認ください。なお、横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。

事務的変更について

用途地域の境界付近で、道路整備や水路改修等による道路や河川等の線形が変更された区域は、事務的変更を行う場合があります。

中区
南区



見直し予定区域	
見直し1	第二種低層住居専用地域への見直し
見直し2	特別用途地区の指定
見直し3	指定容積率の緩和
見直し4	工業系用途地域の見直し
見直し5	工業系 軽易な変更等

現在の用途地域	
第一種低層住居専用地域	緑化地域 既指定区域
第二種低層住居専用地域	住居系
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	

見直し6	
近隣商業地域	緑化地域の拡大
商業地域	緑化地域指定追加区域
工業系	工業系
準工業地域	—
工業地域	
工業専用地域	